

実務展望

てんぼろ

一般社団法人 東京都溶接協会
 公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会
 株式会社 三浦事務所
 発行所・東京都江東区大島三丁目1番11号
 産学協同センター
 電話 03-3685-5700 (代表)
 編集発行人 三浦 繁夫 © 2018
 毎月1回1日発行 定価 100円・〒共



東京ミッドタウン日比谷 (千代田区有楽町)

編集部撮影

新商業施設「東京ミッドタウン日比谷」が、東京・日比谷に誕生。地上35階、地下4階、延床面積189,000㎡はオフィス・商業機能を持つ大規模施設となっている。地下1階～3、6、7階は商業施設となり、日比谷公園を眺めることができる抜群のロケーションを活かし、レストラン、ファッションストアを展開。4階には13スクリーン、約2,800席の都内最大級シネマコンプレックスもオープンした。
 (カラー版は <http://www.miura21.co.jp> でご覧いただけます)

公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会

平成30年度 定時総会

- 議事 1. 平成29年度事業報告及び決算審議
 2. 平成30年度事業計画書及び収支予算書報告
 3. 表彰式 ◦ 全国競技大会表彰
 ◦ 優良ボイラー技士等表彰

平成30年 6月25日(月) 午後3時

東武ホテル レバント東京

墨田区錦糸 1-2-2

(JR総武線「錦糸町駅」・地下鉄半蔵門線「錦糸町駅」下車)

一般社団法人 東京都溶接協会

平成30年度 定時総会

- 議事 1. 平成29年度事業報告及び収支決算報告
 2. 平成30年度事業計画及び収支予算審議
 3. 役員改選

第58回溶接競技会 表彰式

入賞者表彰 (会長賞、東京都知事賞、東京都産業労働局長賞、ボイラ・クレーン安全協会会長賞、江東区長賞、江戸川区長賞、東部地区検定委員長賞、日刊工業新聞社賞、産報出版賞)

平成30年 6月 7日(木) 午後3時

アンフェリシオン (江東区亀戸1-43-22)

(JR総武線「亀戸駅」北口 徒歩4分)



第91回 全国安全週間

全国安全週間スローガン **新たな視点でみつめる職場 創意と工夫で安全管理 惜しまぬ努力で築くゼロ災**

本週間 2018 7/1~7

準備期間
2018
6/1~30

厚生労働省では、産業界における自主的な労働災害防止活動を推進するとともに、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図るため、毎年、全国安全週間を主唱しています。

平成三十年度の全国安全週間は、新たな視点でみつめる職場 創意と工夫で安全管理 惜しまぬ努力で築くゼロ災をスローガンとして展開します。

平成30年5月25日(金)

第49回 クレーン運転及び玉掛け技能競技全国大会 開催

於 公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会 福島事務所

本大会は、「玉掛け及び合図」、「クレーン運転」、「質量目測」の3つの競技課題があり、1チーム3名で参加11チームにより競技が行われました。各チームとも、きびきびした動作で、平素の修練した技量を競いあいました。

3位までが入賞で、優勝チームには会長賞に加え、厚生労働大臣の賞状と日刊工業新聞社長賞が贈られます。

表彰式は6月25日(月)に、東京・錦糸町「東武ホテル レバント東京」で行います。



《優勝旗返還》前年優勝 ジャパン マリンユナイテッド(株) チーム



《選手宣誓》 芦野工業(株) 加藤 誠 選手



ボイラー溶接士学科試験受験準備講習会

各地区安全衛生技術センターでは、普通・特別ボイラー溶接士学科試験を平成30年9月3日に実施いたします。当協会では下記の要領により資格取得のための受験準備講習会を開催いたします。(案内書及び申込書をご希望の場合はご請求ください。)

日 時：平成30年8月9日(木)~10日(金)
会 場：産学協同センター 4階講堂
※都営地下鉄=新宿線「西大島駅」A3番出口1分
受講料：42,000円(会員は36,000円)
テキスト代・問題集を含む

一般社団法人 東京都溶接協会

〒136-0072 東京都江東区大島 3-1-11 産学協同センター内
電話 03-3685-5448 F A X 03-3682-4902
URL : <http://www.jwes-1st.jp>

「ボイラー取扱技能講習」開催のご案内

開催日：平成30年8月2日(木)、3日(金)
会 場：ボイラ・クレーン安全協会 5階講習会場
受講料：12,450円(消費税込み・テキスト代を含む)

「クレーン運転業務特別教育」開催のご案内

開催日：平成30年8月16日(木)、17日(金)
会 場：ボイラ・クレーン安全協会 5階講習会場
受講料：11,940円(消費税込み・テキスト代を含む)
※お問い合わせ・資料の請求は、下記へどうぞ

公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会
東京事務所 教育課

〒136-0071 江東区亀戸1-28-6 タニビル5階
電話：03-3685-5222 FAX：03-3685-5746
URL <http://www.bcsa.or.jp>

〈定年後再雇用についての雇用契約〉

若年労働者の確保が難しいなか、定年を迎えた熟練労働者の存在はますます大きくなってきています。しかしながら、今後の事業運営を見据えて基幹労働者としての地位から指導的役割に移行させ、後進への技術伝承を円滑に行うためには、適切な制度運用、労務管理が必要になります。雇用保険・社会保険制度にも支援を図る趣旨の制度がありますので、積極的な活用をお奨めします。

1. 定年と再雇用

期間の定めのない契約について、一定の終期を設けたものが定年制度となります。法律では定年年齢が60歳を下回ってはならないと定めています。定年後にも働き続ける場合には、定年を機に雇用契約が一旦終了し、それ以後は再雇用契約を締結することとなります。再雇用契約に際して、賃金や身分等の労働条件について新たに決定することができるので、必ずしも定年以前の内容を継承する必要はありません。ただし、有給休暇の取得要件にかかる勤続年数は定年以前と通算されます。

新たに労働条件を定めた再雇用契約を締結することになります。再雇用契約は一般的に期間の定めのある契約で、1年程度の期間毎に更新されます。ただし、有給休暇に関しては定年到達までの勤務年数や、残日数が継承されます。

再雇用契約は有期雇用であるため、平成25年4月に施行された労働契約法に定められた、所謂「無期転換ルール」の適用についても考慮に入れる必要があるか、という問題が生じております。これは、有期雇用契約が反復更新して5年を超えるに至った場合に無期転換しなければならないというものです。条文には定年再雇用者を除外する旨の明確な記載がなく、さらに施行時に通達もなかったために、このままの解釈では、無期転換を受け入れざるをえなくなります。そのため、平成27年4月1日施行の有期雇用特別措置法により、適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた事業主の下で、定年後に引き続いて雇用される有期雇用労働者（継続雇用の高齢者）については、無期転換申込権が発生しないとする特例が設けられています。特例の適用に当たり、事業主は本社・本店を管轄する都道府県労働局に認定申請を行う必要があります。

2. 雇用確保措置

年金の支給開始年齢の先送りに伴い定年年齢自体は引き上げられてはいませんが、雇用確保措置として会社が労働者の要望に応じて雇用しなければならない年齢は段階的に65歳まで引き上げられてきました。再雇用契約の内容が賃金や従事すべき業務等の労働条件が定年以前のものと同じ、もしくは一定の水準を保たなければならないという決まりがないため、極端な例ではパートタイムでの雇用を提示したとしても、雇用確保措置に反したことにはなりません。結果、これにより労働者が条件を不服として雇用契約に応じなかったとしても、企業は雇用する意思表示をしたため、法の趣旨を逸脱しないこととなります。

3. 賃金設計

再雇用契約後の賃金は低下する傾向にあるため、社会保険・雇用保険については対応措置が講じられています。社会保険については、通常であれば固定的賃金の変動があった場合は変動後3カ月の平均をとってから標準報酬月額変更の是非を判断します。しかしながら、60歳以上の者の再雇用契約に伴う条件の変更については、例外的に変動のあった月に、標準報酬月額の変更が可能とされています（同日得喪）。これにより、減額された報酬からそれ以前の報酬に準じた保険料の支払いを余儀なくされることもなくなり、年金の減額幅も同日得喪によって付け替えられた等級に連動して再計算されます。ただし、この特例はあくまでも60歳以上の再雇用契約に伴うものとされ、役員報酬の減額に伴って報酬が低下した場合は適用されません。

4. 雇用継続給付

60歳以上65歳未満の者が、60歳定年時の賃金と比して、給与の額が75%未満にまで賃金が下がった場合に、その通減率に応じて「高齢年齢雇用継続給付金」が支給されます。これは60歳到達時点で被保険者期間が5年以上、または60歳到達時に同5年以上ない場合は、それ以後から65歳到達までの間に同5年に到達すると、対象となります。なお、再雇用後の就労形態がパートタイムであっても給付金の対象となります。

給付申請手順は、60歳到達時賃金登録を行い、その後2カ月毎に直前の各月について、給付申請を行います。

給付金の支給率は以下の通り。

通減率	支給率	通減率	支給率	通減率	支給率
75.00%以上	0.00%	70.00%	4.67%	65.00%	10.05%
74.50%	0.44%	69.50%	5.17%	64.50%	10.64%
74.00%	0.88%	69.00%	5.68%	64.00%	11.23%
73.50%	1.33%	68.50%	6.20%	63.50%	11.84%
73.00%	1.79%	68.00%	6.73%	63.00%	12.45%
72.50%	2.25%	67.50%	7.26%	62.50%	13.07%
72.00%	2.72%	67.00%	7.80%	62.00%	13.70%
71.50%	3.20%	66.50%	8.35%	61.50%	14.35%
71.00%	3.68%	66.00%	8.91%	61.00%以下	15.00%
70.50%	4.17%	65.50%	9.48%		

5. 就業規則の整備

定年年齢の見直しや、再雇用規程の整備、再雇用上限年齢の設定を就業規則で定めます。法定基準を上回る定年の延長や、再雇用希望に応じる上限年齢の引き上げをした事業主には、次の通りの助成金が支給されます。

①65歳超継続雇用促進コース

対象者人数と 引上げ年齢	65歳まで引き上げ		66歳以上に引上げ		定年の 廃止
	5歳未満	5歳	5歳未満	5歳	
1人～2人	10万円	15万円	15万円	20万円	20万円
3人～9人	25万円	100万円	30万円	120万円	120万円
10人以上	30万円	150万円	35万円	160万円	160万円

②希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入

対象者人数と 引上げ年齢	66歳～69歳		70歳以上	
	4歳未満	4歳以上	5歳未満	5歳以上
1人～2人	5万円	10万円	10万円	15万円
3人～9人	15万円	60万円	20万円	80万円
10人以上	20万円	80万円	25万円	100万円

